

新宿区教育委員会会議録

平成17年第5回定例会

平成17年5月6日

新宿区教育委員会

平成17年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成17年5月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時16分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美 紀 子	委 員	内 藤 頼 誼
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	鴨 川 邦 洋	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
学 校 運 営 課 長	杉 原 純	教 育 環 境 整 備 課 長	木 村 純 一
生 涯 学 習 振 興 課 長	赤 羽 憲 子	生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次

書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第31号 「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に関する新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について

報告

- 1 第五次・学校適正配置計画の進捗状況について（教育環境整備課長）
- 2 生涯学習施設への指定管理者制度の実施について（生涯学習振興課長）
- 3 平成18年度使用教科用図書採択について（教育指導課長）
- 4 平成18年度使用中学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について
(教育指導課長)
- 5 平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択にかかわる審議委員会委員等の委嘱について（教育指導課長）

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、5月2日より、私、委員長に就任いたしましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

一番相ふさわしくない不適格者の私なぞが委員長になるという、こういうシステムに強く異議を唱えたいなと思いましたが、それもかなわず、こういう事態になりました。今年度は中学校の教科用図書の採択という重要なこともございますし、委員の先生方、それから事務局の皆様、そして現場の先生方のお力を借りながら何とか進めてまいりたいと思います。そしてまた、委員長として何ができるかというのは本当に不安なんですけれども、別に気負うことなく、皆様のお声をいっぱい集めて、新宿区の子供たちの教育には何が一番いいのかと子供たちを中心に考えるような、そういう委員会になればいいと思っております。何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず委員の皆様議席ですが、委員長改選に伴いまして、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、本日各委員が座っていらっしゃるお席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第31号 「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に関する新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について

櫻井委員長 では、議事に入ります。

「日程第1 議案第31号 『児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書』に関する新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、31号議案について御説明いたします。

本件につきましては、3月4日の第3回定例会のときに協議案件として御説明をいたしまして、御意見をちょうだいしたところでございます。本日の議案につきましては、表題にございますように新宿区情報公開・個人情報審議会へ諮問いたします。その前段で議案として御審議いただくものでございます。

新宿区情報公開・個人情報審議会への諮問につきましては、5月31日に審議会が予定されております。そこに諮問する予定でございます。なお、それが同意を得られた場合につきましては、6月中に警察の方との協定を締結してまいりたいというふうに考えております。

それでは、資料に基づきまして御説明してまいります。前回、3月の定例会でかなり御説明していることもありますので、今回については大きく変わった点についてを中心に御説明してまいりたいと思います。

最初に調査票がございます。これにつきましては、諮問事項等の件名にございますように、「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書に基づく学校から警察署への連絡による個人情報の収集について」ということで、小学校と中学校に分かれておりますが、個人情報の収集について簡単に御案内いたしますと、個人情報保護条例第5条第2項第6号は、第5条自体は個人情報の本人収集の原則を定めているわけですが、この規定にかかわらず、実施機関については幾つかの場合において個人情報を本人以外の者から収集することができるということで、第6号は、新宿区情報公開・個人情報審議会の意見を聞いて、実施機関が特に必要があると認めたとときというものに該当するものでございます。

中身としましては、次のページにございますように、業務の名称、それから収集する情報項目、収集の相手方。相手方につきましては、所轄の警察署、あるいは関係の警察署ということになります。目的につきましてはごらんのとおりでございます。それから、本人からの直接収集、本人同意を求めない理由・根拠として幾つか挙げてございます。特にこの場合につきましては、連絡の対象事案としましては、警察の所管事項でございまして、学校では把握が難しく、本人から収集が難しいということ。あるいは、1つ飛ばしまして、学校からの働きかけなしに警察署から提供される情報であり、本人に事前に合意を求めることが難しいためという幾つかの理由を挙げております。

次は中学校の部分でございますが、中身についてはほぼ同じものでございますので、省略させていただきたいと思います。

その次が、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度と同じ協

定書ですが、協定書に基づく学校から警察署への連絡による個人情報の外部提供についてお諮りするものです。条例根拠は、個人情報保護条例第12条第2項第4号の外部提供でございます。これも外部提供につきましても、基本的に条例では、実施機関が保有個人情報を区の機関以外の者に提供してはならないというふうになっておりますが、例外規定といたしまして第2項で幾つか定めております。その中で第4号につきましては、審議会の意見を聞いて、実施機関が特に必要があると認めたときということで、先ほどの本人収集の例外規定と同じような規定でございます。

諮問の中身でございます。1枚めくっていただきまして、区の保有情報が左側に、外部提供先及び提供情報が右側の方に書いてございます。ごらんいただければ大体わかるかと思いますが、3番目の情報については、どのような媒体に記録されているかということに関しましては、区の保有情報としては紙でございますが、情報提供の媒体は面接による口頭連絡というのが中心になると思います。保有する情報項目の中で、提供される右側の情報項目については限定して規定をしております。それから、何のために保有しているかというのは、右側の方の外部提供及び情報提供の欄につきましては、何のために提供を希望するかというのは、今回の学校連絡制度の協定書に書いてあるとおりでございます。

それから、次のページは、区としての情報保護対策について記述しております。提供先としての情報保護対策につきましては、これも協定書に書いてありますが、3行目あたり、「児童・生徒の健全育成上の観点から、当該情報の秘密保持に努め、この協定の趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずることを規定する」ということで、4件いずれも外部提供の時期については17年6月末ということで、6月中の協定を考えているということでございます。

それでは、その次の資料でございますが、その次は協定書そのものでございます。

前回お示しした協定書からは変わっておりません。唯一変わりましたのが第3条の関係機関のところの(2)、第3条第2号でございますが、乙及び新宿区立小中学校及び養護学校ということで、前は養護学校が入っておりませんでした。これは当然養護学校が入るべきですので、養護学校を加えております。協定書についての変更は1件だけでございます。

続きまして、この協定書に基づく連携のガイドラインについて、前回御説明した時点から大分変えております。前回の第3回の定例の教育委員会でさまざまな御意見をいただいた件を踏まえまして修正をさせていただいております。主なものについて御説明してまいりたいと思います。

まず2枚目のところでございますが、4番のところでございます。特に全体的にそうですが、「等」という箇所がかなりありまして、やはりかなり情報の範囲がどうもあいまいになってしまうということでございますので、「等」について、はっきりしているものについては明記した上で「等」を削除しております。特に(2)の学校から警察への連絡事案につきましては、ほとんど「等」がございましたが、それについてはすべて取っております。

それから、その次のページでございます。7番目の連絡の範囲でございますが、これについても、前回お示ししたガイドラインでは相当「等」が入っておりまして、情報がどこまでかというのが限定できないという状況でございました。これらについてもすべて「等」を取っております。

それから、8番目の警察からの情報提供の要請でございますが、ここも文章をかなり加筆いたしましたして、情報提供の範囲を限定する形で、例えば警察から学校へ情報提供の要請があった場合には、上記4(2)の連絡の対象事案、それから上記7(2)の連絡の範囲を逸脱しない範囲でということで、連絡の範囲、あるいは4の連絡の対象事案、学校から警察にする事案、あるいは連絡事案のところの範囲について逸脱しない範囲でということで、前回、この点についても御意見をいただいておりますが、極力情報の範囲を限定するような形で整理をさせていただいております。それから、「また」以降につきましては、警察から法律、あるいは刑事訴訟法等から基づいて捜査情報の照会手続があった場合、これについては当該手続により提供するということを加筆させていただいております。

それから、次のページでございます。ここでは11番の記録作成及び報告のところの(4)に「教育指導課長は、毎年度、上記(3)の報告を取りまとめ、相互連絡制度の運営状況の概要を教育委員会に報告するものとする」ということで、教育委員会への指導課長の報告を追加しております。

それから、12番目の学校における個人情報の適正管理のところでは、(3)の「校長は、警察へ連絡する場合において、必要があると認めるときは、警察に対し、当該児童・生徒の情報について、その利用の目的若しくは利用の方法に必要な制限を付し、又は漏えいの防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする」ということを全文追加しております。これも3月の定例委員会のときに、学校情報というものについては、警察はみだりに使用しないということを絶対に入れておくべきという御意見が出ました。それを踏まえまして、こういった12の(3)を追加しているところでございます。

それから、あとは12のところの構成も少し変わっておりますが、例えば(5)については、

一番下の方ですが、「警察から連絡のあった内容については、個人にかかわる情報であることから、児童・生徒の指導に必要な範囲の利用に限るものとする」ということで終わっていたわけですが、これにつけ加えまして、「特に、警察から得た情報をそのまま利用し、児童・生徒への全体指導を行ったり、PTA役員等へ情報提供したりしない」ということで、より具体的に、その応用範囲を限ったところでございます。

それから、(6)の「連絡の内容やその伝達には正確を期する」ということで、「特に」以下を追記して、特に正確性の内容についてまで踏み込んだ書き方をしております。

それ以外について、多少文言の整理をしたところがございますが、やはり多岐にわたりますので、今、主な変更点について御説明申し上げます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

櫻井委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

内藤委員 この学校における個人情報の適正管理ということで、コピーを必要以上にとったり、あるいはコンピューターに記録しないということは情報管理の上でわかるんですが、これは若干技術的な問題だろうと思うんですが、警察から学校、学校から警察への情報提供がいずれも口頭で行うということに限定されていますね。口頭で受けた連絡に基づいて記録をつくるということのようですが、口頭、要するに電話、面接による連絡に限定した理由は何でしょうか。

教育指導課長 面接ということで、きちんと双方の責任の所在を明らかにするということが大前提ということで、そのようにさせていただきました。

内藤委員 つまり、一方的というか、片方で文書にしてファクスで送ったり郵送したり、そういうことはしないということですね。

教育指導課長 原則として、そうした例えば電子メールとかも今ございますけれども、受理の責任の所在があいまいになったりしますので、原則はきちんと対面による面接によって引き取りをして確認をしておく、ということでございます。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 そうすると、要するにその他での口頭連絡のみということでよろしいんですか。

教育指導課長 原則は口頭連絡のみとさせていただきたいところでございますが、当然緊急時、想定外という言い方もおかしいんですけども、いろいろな緊急時で、とりあえずお互いの信頼関係のもとにある場合には、電話連絡も想定の中にはございますが、原則はあくま

で面接によって行うということでございます。

櫻井委員長 よろしいですか。

内藤委員、よろしいですか。

内藤委員 今の件はわかりました。

櫻井委員長 ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

これは先々月の教育委員会で審議してきたものでございますけれども、追加とか、新たに変わったところ、主に何か御質問ございませんでしょうか。

木島委員、よろしいですか。

木島委員 結構です。

櫻井委員長 熊谷委員もよろしいですか。

内藤委員 ちょっと念押し的なんですが、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に諮問する。具体的には協定とガイドラインを諮問するの。それとも、この諮問事項等調査票、このところを諮問するんですか。その範囲。

教育指導課長 協定書と、このガイドラインを添付してでございます。特に協定書だけでは、なかなか細かいところまでわかりませんので、ガイドラインをもって十分に御審議していただくと考えております。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第31号 『児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書』に関する新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 異議なしの声がございますので、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告1 第五次・学校適正配置計画の進捗状況について

報告2 生涯学習施設への指定管理者制度の実施について

報告3 平成18年度使用教科用図書採択について

報告4 平成18年度使用中学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について

報告5 平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択にかか

わる審議委員会委員等の委嘱について

櫻井委員長 次に、事務局から報告を受けます。

報告は一括して事務局から説明を受け、質疑を行います。

金子教育長 教科書採択に関する案件に関しまして、意思形成過程の会議を公開することは、教育委員会が説明責任を全うし、教育行政への区民参加を促進する上からも望ましく、このことも十分配慮する必要があると考えます。しかし、本日報告いたします「報告4 平成18年度使用中学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について」及び「報告5 平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択にかかわる審議委員会委員等の委嘱について」は、教科用図書を調査、審議する審議委員会等の委嘱に関する案件でございまして、委員が外部からの干渉や圧力を受けたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、非公開による報告をお願いいたしたいと思えます。

櫻井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「報告4 平成18年度使用中学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について」及び「報告5 平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択にかかわる審議委員会委員等の委嘱について」を非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 それでは、報告4及び報告5については、非公開による報告を受けることにいたします。

では、報告1から3について説明を受け、質疑を行います。事務局からお願いいたします。

教育環境整備課長 私の方から、「報告1 第五次・学校適正配置計画の進捗状況について」御報告を申し上げます。

報告1のペーパーをごらんください。

この報告は、去る4月25日に行われた第17回の戸塚・大久保地区中学校適正配置協議会において事務局から説明し、協議会の委員の方に御了承された件でございます。

まず1、新宿区立西早稲田・新宿中学校の経過及び今後の日程ということでございます。1枚おめくりください。資料1でございます。

新宿区立西早稲田・新宿中学校の経過及び今後の日程等ということで、1の経過については既に教育委員の皆様には御案内のことでございますが、平成15年12月5日に教育委員会で第五次・学校適正配置計画を決定していただきました。16年3月24日には学校条例の改正を区議会で議決していただきました。少し真ん中辺は抜きまして、17年3月5日、また3月12

日に4中学校、戸塚第一、大久保、東戸山、戸山中学校の閉校記念式典を行いました。平成17年4月1日に西早稲田中学校と新宿中学校が開校したわけでございます。

話は、次の今後の日程でございます。その初めの米印のところでございますが、建設計画住民説明会を行います。新宿中学校にしましては5月26日の午後3時からと午後7時からの2回、同じ内容を説明するわけでございます。また、西早稲田中学校にしましては、5月27日金曜日の午後3時と午後7時から説明会を開催します。これは地域の方を対象としたものでございます。次に、西早稲田中学校の開校記念式典、また新宿中学校の開校記念式典でございますが、西早稲田中学校は6月1日水曜日の午後、新宿中学校は6月2日の午後に新校の開校記念式典を行う予定でございます。次に、埋蔵文化財の事前の試掘でございますが、これは7月の初旬から行う予定でございます。あと、旧校舎の解体の説明会は9月の中旬に行いまして、それ以降、今度は解体に着工していくことでございます。

その下には、新校舎の建設に向けての大まかなスケジュールが書いてございます。基本設計が5月下旬から9月末ぐらい、実施設計が10月から18年3月の中ごろ、解体は17年10月から18年3月、年度末まで。建設は18年6月の中旬から始まるという大まかな日程でございます。

またちょっと前ページに戻っていただきたいと思えます。2でございます。新宿区立西早稲田中学校・新校舎検討委員会及び新宿区立新宿中学校・新校舎検討委員会の設置についてでございます。戸塚・大久保地区中学校4校を2校にする適正配置と新校のあり方を検討するために、関係者から成る適正配置協議会を設置し、この間ずっと協議を進めてきたわけでございますが、この4月に新校2校が開校し、協議会の主な協議事項は終了し、統合と新校開校に向けて協議会は進めてきたわけでございますので、その主な役割は果たしたわけでございます。今後は新校舎の基本計画、基本設計、実施設計、いわゆる新校舎のことを具体的に検討していくということでございます。したがって、従来の協議会の構成は基本としながらも、形といたしましては新宿区立西早稲田中学校・新校舎検討委員会、また新宿区立新宿中学校・新校舎検討委員会というふうに別々に、それぞれ新校舎の建設を中心に検討する委員会に形を変えて進めていきたいということで、協議会の方に説明したところ、御了承いただいたものでございます。

次に3でございますが、新宿区立西早稲田・新宿中学校の建設計画住民説明会、これは先ほど予定は説明いたしました、17年度、今年度の当初予算で両新校の設計の予算が可決されましたので、こういうことをもって今後設計を進めていくわけでございますが、設計の建

設の計画につきましては、協議会の委員の方、またPTAの方等々は御案内なんですが、一般の地域の方というのは直接知る機会というのは少ないわけございまして、そういう方も含めましての説明会をそれぞれ、先ほどの日程のとおり開催するというわけございまして。周知方法につきましては、町会の掲示板にポスターを張りましたり、協議会だよりは3,400部ほど出してありますが、地域の関係のところには配布しておりますので、それに掲載したり、またホームページに掲載したりして行うというものでございまして。

次に、資料でどんな形で説明するかということでございまして、また2ページめくっていただきますと、資料2ということでございまして。

そこに新宿区立西早稲田中学校の建設説明会の次第が載っておりますが、西早稲田中学校の建設説明会は5月27日に、3時から7時から2回、同じ内容で開催いたします。そこにあるような次第で進めてまいります。

次のページをめくっていただきますと、新宿区立西早稲田中学校・新宿中学校の経過及び今後の日程等ということで、先ほど説明しました資料をつけ、そして次のページをめくっていただきますと、その裏でございまして、平成15年12月5日の教育委員会決定、このときの教育委員会で第五次の学校適正配置計画を、ここにあるように1が統合、2が実施時期、以下、そこにあるような内容を教育委員会で決定していただいておりますので、そのことも資料としてつけたわけでございます。

次のページでございまして、新宿区立西早稲田中学校の新校舎の概要（案）ということで、これ、従来協議会の方に情報提供してきたようなことございまして、それを簡単に取りまとめたものを資料として、地域説明のときも説明していこうというふうに考えております。

1番、建設の校地。これは西早稲田中学校に関しましては旧戸塚第一中学校（新宿区戸山3-20-2）、敷地面積としては1万3,410平米程度。

3の地域の地区としては、そこにありますとおり、第一種の中高層住居専用地域、また第一種住居地域、商業地域、これがあの敷地にはそれぞれ少し入り組んで、こういう地域になっていることございまして。それぞれ建築基準法の規制が若干違ってくるということございまして。

4の構造規模でございまして、鉄筋コンクリート造の5階建て程度を予定しており、延べ床面積としては8,800平米程度を予定しているということございまして。

5の施設内容でございまして、普通教室及び多目的教室を含めまして18教室。（2）の多目的兼ランチルーム、これは学年集会ができる程度のかかなり広い大きさの部屋でございまして。

これを1室。(3)の特別教室としては、そこに書いてありますような教室。(4)の管理諸室といたしましては、やはりそこに書いてあるようなもの。(5)の屋内運動場等、また(6)クラブハウス、これは地域開放用の施設でございます。その他、そこに書いてあるようなことを御説明する。

また、その裏でございますが、西早稲田中学校の通学区域ということで、現在は旧戸山中学校のところに西早稲田中学校、仮校舎でございますが、この新校舎のときは旧戸塚第一中学校のところに西早稲田中学校ができて、一応通学区域としては、こういう黒線で囲ってあるようなものを想定してやっております。今、選択制が入っておりますが、通学区域ということもそのままになっておりますので、そういうふうを示してある図でございます。

次に、資料3の新宿中学校の建設計画の次第でございますが、先ほどの西早稲田中学校と基本的には同じような内容で説明していくわけでございます。

次のページを2ページほど開いていただきますと、新宿区立新宿中学校の新校舎の概要(案)ということで、先ほどの西早稲田中学校と似たような表でございますが、建設校地は旧大久保中学校(新宿区新宿6-15-22)、敷地面積としては1万1,870平米程度。地域の地区としては、ここは第一種中高層住居専用地域・準防火地域というところで1種類になっております。4の構造規模といたしましては、鉄筋コンクリート造の5階建て程度、延べ床面積8,600平米程度。

以下、施設内容として、普通教室及び多目的教室合わせて15教室程度。多目的兼ランチルーム、この辺は新宿中学校とほとんど同じでございますが、(5)の身障学級、若草学級でございますが、これは旧東戸山中学校にあったもので、それから継続して新校にも設置していくというものでございます。

その裏でございますが、新宿中学校の通学区域の図を掲載して、こんな形で地域の説明を行っていくということでございます。なお、配布するポスター、新宿区立新宿中学校・西早稲田中学校建設計画説明会、このちょっと青っぽい色のポスターを町内会の掲示板に掲示しました。また、戸塚・大久保地区中学校適正配置協議会だより、これで今回の協議会の内容と、その下の方に、やはり建設説明会の日程を示して周知するものでございます。

以上でございます。

生涯学習振興課長 御報告の2でございます。生涯学習施設の指定管理者制度の実施につきましては、第2次行財政改革計画の報告の中で方針説明をしたところでございます。今回は、実施の概要について、資料に沿って御報告いたします。

1 番、基本方針でございます。平成18年4月1日から指定管理者制度を実施し、利用料金制を採用し、管理運営を代行させます。

2 番、対象施設でございます。1つ目は公募による指定管理者に移行するものでございます。対象施設は総合体育館1号館です。目的は、スポーツ専門施設として民間のノウハウを導入し、多様で高度な区民ニーズに対応したサービス向上と効率的運営を目指すものでございます。

次に、公募によらない指定管理者として、生涯学習財団を指定するものでございます。対象施設はそこに記載の5種類でございます。目的は、生涯学習事業の拠点として、区民団体等との協働・連携による多様な事業展開を図るものでございます。

3 番、スケジュールでございます。5月24日の臨時教育委員会に条例改正案を付議させていただきます。そして、区議会第2回定例会に条例改正議案を上程し、議決をしていただきます。7月1日の教育委員会におきまして、規則改正について決定をちょうだいしたいと思っております。

続きまして公募の場合ですが、翌7月2日から1カ月間公募をいたします。8月末に第1回の指定管理者選定審査会、これは書面審査でございますが、開催いたします。そして、9月中旬に第2回の選定審査会を開催いたします。これはプレゼンテーションをその内容とするものでございます。そして、10月5日に最終候補者を教育委員会で決定していただき、第4回定例会に指定承認議案を上程し、議決をちょうだいしたいと思っております。

続きまして、公募によらない指定の場合でございますが、条例改正案の議決をいただきました後、財団との協議を開始いたします。9月初旬に財団から申請を受け付け、中旬の第2回指定管理者選定審査会にてプレゼンテーションをしてもらい、選定をしていきたいと思っております。続くスケジュールにつきましては、公募による場合と同様でございます。

4 番、指定管理者の選定の方法でございます。公募の場合ですが、区の広報及びホームページで周知、公募をいたします。それから、現場説明会、施設見学会を開催し、事業計画書等により書類審査、プレゼンテーションによる審査を経て選定をまいります。指定管理者の選定に当たりましては、選定委員会を要綱設置して行うものでございます。

次に、公募によらない指定の場合ですが、財団から申請を受け、事業計画書等について協議した後、選定委員会において選定をまいります。選定に当たっては、公募の場合と同様の選定委員会が審査をするものでございます。

5 番でございますが、指定の期間ですが、原則として平成18年4月1日からの5年間とい

たします。ただし、社会教育会館につきましては、平成18年4月1日から2年間といたします。これは、第2次行財政改革計画で2施設1分館につきましては、他の施設との統合による廃止等が検討されることとなっておりますため、この計画期間にあり方を検討することとしているためでございます。基本協定のほかに、区と指定管理者とで毎年協定を締結いたします。

最後、繰り返しになりますけれども、指定管理者制度導入に伴う各施設の条例改正につきましては、5月24日開催予定の臨時教育委員会に付議させていただく予定であります。

以上でございます。

教育指導課長 それでは、報告3につきまして、平成18年度使用中学校教科用図書採択事務関連資料に基づいて御報告をさせていただきます。

それでは、1ページ目をめくっていただきますとページ番号がついておりますので、それに基づいて御説明をさせていただきます。表題は「平成18年度使用教科用図書採択について」。

まず、そこに図が示してございますが、教科用図書、いわゆる教科書採択までの手順の順でございます。一番左側上、新宿区教育委員会、ここから順に、まず点線で動いていきますのが順序1となるわけでございます。審議委員会を設立して、そこに諮問をいたします。すべての教科用図書に関する調査、審議の結果を答申するよう諮問いたします。審議委員会から、次に2つ方向が出てございますけれども、調査委員会。各教科別にすべての教科用図書について調査研究し、調査資料を作成する調査委員会を設立する。あわせて、下の段になりますけれども、各学校にすべての教科用図書の調査研究に当たり資料を作成を依頼するところでございます。次に、実線で矢印が反対方向を向いてまいりますけれども、調査委員会、各学校での報告を受けて審議委員会が取りまとめて、各教科用図書について審議をいたします。そして、それを最終的に本教育委員会に答申という形になります。教育委員会で決定された採択決定については、東京都教育委員会に需要数等の報告等を行っていくということでございます。

教科用図書の採択については、資料真ん中あたりを確認のため読ませていただきますが、小学校教科用図書については、昨年度採択したものと同一のものを採択いたします。

中学校教科用図書については、今年度採択の年になるので、種目ごとに採択をすることになります。いわゆる教科という言葉ではなくて、種目という言葉は今後使っていくことになります。107条図書は、毎年度種目ごとに採択をすることになります。

続いて、2ページ目をごらんください。2ページ、3ページ、4ページ、5ページは、新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱でございます。先ほど図の中で御説明いたしました教科用図書審議委員会については、第4条、第5条とで触れてございます。また、第5条の3では、審議委員会の役割として、下部組織として教科用図書調査委員会を設置する等、調査委員会の動きなどについて触れてございます。

続いて、ページが飛びますけれども、6ページをお開けください。6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、細目でございます。

細目では、第1に教科用図書審議委員会のメンバーについて、その構成の組織として内訳を示してございます。第2では教科用図書の調査委員会の構成組織を示してございます。教科調査委員会は、校長1名、教員5名の計6名で組織することが原則でございますが、例えば国語科調査委員会は、教員を国語3名、書写1名。書写がございまして、教員6名プラス校長で7名。あるいは社会科については、社会科調査委員会は、教員を地理的分野、地図帳でございますね。いわゆる地図も含みます。これを3名。それから歴史的分野が3名、公民的分野が3名、計10名で構成する。技術・家庭科調査委員会も、技術3名、家庭3名となりますので、原則6名よりも人数が多い形で示してございます。その後については、調査資料の作成等、あるいは調査資料の作成の観点などをお示ししてございます。

9ページでございますが、各教科調査委員会の名称及び種目についてでございます。その表をごらんいただければおわかりになるとおり、先ほど触れました各教科調査委員会は、例えば国語科調査委員会の場合は、種目として国語と書写、あるいは社会科調査委員会では社会が3つございますが、それぞれ括弧書きがございまして、地理、歴史、公民的、それぞれの分野と地図と、このような内訳になって、いわゆる教科順と読んでいますが、外国語科が最後に示してございます。

続いて10ページでございますが、教科用図書採択日程(案)を表にまとめてございます。一番左側は時期とか、月の中の初旬、中旬、下旬というような分け方でございますが、その次に、教育委員会の日程について黒の太いゴシック体で示してございます。そして、右隣に審議委員会、さらにその右隣に調査委員会、そして各学校への学校調査、あわせてその間に行われる教科書展示、107条関係の調査委員会の日程を示してございます。教育委員会については5月の初旬、定例5月6日とございますように、このような日程で、既にただいまこのような御説明をさせていただいておりますが、今後、後ほど触れますけれども、審議委員の候補者、調査委員候補者についての委嘱についても、後ほど御説明をさせていただこうと

考えております。6月に入りまして、6月3日、教科書の確認・請願等の扱いについて、7月1日に定例を行う。そして7月中旬、7月15日を予定してございますけれども、臨時の教育委員会をもって107条審議委員会から答申を受ける。107条本に関する協議を行う等々でございます。そして下旬、7月21日、22日は107条本の採択、中学校教科書の協議を2回程度行って、臨時の予備の委員会を7月28、29日に設けてございます。8月の初旬、定例8月5日では、小・中学校の教科書の採択に向けて、このような日程を考えてございます。これに合わせて、それぞれの各委員会、調査等がリンクする形で表にまとめているところでございます。

11ページは諮問文の内容として、見本としてこのようなものでございます。

続いて12ページは、その説明文でございます。

続いて、平成18年度使用の107条図書採択事務関連資料についても続けて御説明申し上げます。いわゆる盲・ろう・養護学校、あるいは特殊学級において使われる教科書でございますけれども、学校教育法107条にございまして、教科用図書以外の教科用図書を使用することができますので、それについてのあらましをまとめてございます。

1ページというところでございますが、先ほどと同じような形で採択までの手続が示してございます。

あわせて2ページ、3ページ目が、107条本に関する採択に関する要綱でございます。第1条には、中ほどに学校教育法第21条第1項に云々という形で107条本の規定等が書かれてございます。

続いて4、5ときまして、6ページ、7ページに107条本に関する諮問文の見本でございます。

以上、報告3でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。では、報告1から順次御質問のある方は御質問を受けたいと思います。報告1はいかがでしょうか。「第五次・学校適正配置計画の進捗状況について」です。
内藤委員 ちょっと御説明で聞き落としたかもしれませんが、新しい校舎で、今までの校舎になかったような設備、教室の施設で新しいものの導入というのはどのくらいあるんですか。
教育環境整備課長 新しいといいますが、1つはクラブハウスというようなことで、地域開放用の施設、ミーティングルーム等々なんです、そういうものをやっております。これは西新宿中学校にはあるんですが、ほかの学校にはないものでございます。また、給食調理室

などはドライ方式といいまして、今までの水をまいて清掃等をするようなものでないような形の調理室になります。そのほか、今後いろいろ検討していく中で取り入れられるものは取り入れていきたいと思います。また、校内LANといいまして、コンピューター等々が校内で使えるようなシステム。これも現在の新宿の学校ですと、小学校で試験的に余丁町小学校だったと思うんですが、導入しているだけでございますが、西新宿中もやっておりますが、そういうものも取り入れていく。そのほか、いろいろ進めていく中で取り入れられるものがあれば、またそれは検討して取り入れていきたいというふうに思っております。

櫻井委員長 よろしいですか。

木島委員 ちょっと老婆心ながらお聞きしたいんですけども、青梅街道沿いのビルのところに、かなり埋蔵文化財というんですか、あれが出ているんですけども、試掘調査で埋蔵の文化財が出たときには、これは当然予定が少しずれてくるわけですよね。そこら辺は出そうなんですか。

教育環境整備課長 これは両校ありますが、いずれか、もしくは両方とも出る可能性は十分に考えられます。そうなった場合、どの程度の本掘に入るかということで全体のスケジュールとのかかわりも出てくるんですが、我々といたしましては、全体のスケジュールの中で、できる限り全体のスケジュールに影響しないような形で、本掘が必要であれば本掘も取り入れて進めていって、全体のスケジュールはできるだけおくれのないような形で進めたいというふうには考えてございます。

櫻井委員長 そういう場合、全く見込みはないわけですね。予測はつかないですよね、あるかないか。

教育環境整備課長 見込みはなかなかつかないんですけども、大体掘ると何かしらは出てくるという、その辺は出てくるかもしれないんですが、どの程度の本掘をするだとか、また期間がどのぐらいに及ぶというのは、なかなか見込みはつかないんですが、できるだけ本来の建築だとかにうまくかからないような形で、できる限り予定どおり進められるような形で、本掘が必要であれば本掘を行うというふうなことで考えております。

熊谷委員 適正配置協議会をつくられて、十分に保護者の方等も納得をしていただきながら、合併といたしますか、新校に向けて努力されたことは大変敬意を払いますけれども、これをどこで申し上げていいか、ちょっと。この場で申し上げていいのかがちょっとわからないんですけども、先ほど内藤委員がおっしゃったように、新しい学校ですので、新しい機能とか、あるいは最近のいわゆるIT化とか、あるいは、多分今後は十分な空調も整った、

そういう機能はわかるんですけども、私は、この中学校とか小学校とかというのは、一番教育にとっては非常に重要な自己形成期に当たって、学校そのものが環境としてかなり大きな意味を持ってきているんじゃないかというふうに思うんですね。ということは少しでも、予算をたくさんかけなくても省エネに配慮したとか、あるいは非常に環境教育なんかを見据えたような設計とか計画になっているということは非常に重要だと思うんですけども、それを今後、この基本設計の17年の今年、もうそろそろ始まりますね。それから実施設計の段階で、教育委員会としてもそういう希望をどこかで述べる場があれば、あるいは伝えていただけると大変にいいかなと思います。

それで、国も設計の担当の部署がございますから、そこで十分わかっていると思いますので、今、ほぼ日本全国どこでも新しい、こういうような公共的な建築物をつくるときには、ほとんどがそういうことを考えていますので、新宿区でぜひそれを、区長も緑について大変関心を持っておられますし、今度新宿中学ですか、あそこのもとの奥のところ非常に緑が残っていて、校長先生もぜひ残したいとおっしゃっていたんですけども、あれ、どこかで伝えていかないと、ぱったり切ってしまうたりというようなことになる可能性もないとは言いませんので、何かその辺も含めて、総合的な環境に配慮したデザインをぜひやっていただきたい。これは、結果的には学ぶ児童にとっても、あるいは生徒にとっても非常にいいことだと思いますので、どこでこれを申していいか、ちょっとよくわからないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

教育環境整備課長 特に今、省エネですとか環境の問題、緑化等々、特に旧大久保中学校の跡地に建つ新宿中学校などですが、今までの協議会の中でも、今、委員がおっしゃられましたような御意見が大変出ておりました。ですから、今までの協議会で出てきた大久保中学校の跡地に建つ新宿中学校に関しては、あの緑を残してくれということは踏まえながら進めてまいります。どうしても新しいものをつくるから、ある程度は整備しなければいけない部分も出てきますが、できる限り残したような設計を考えていきたいというふうに考えています。

また、省エネ構造ですとか、太陽光の利用ですとか雨水の利用ですとか、さまざまありますが、それも設計を進めていく中で、取り入れられるものはできる限り取り入れるような形で設計を考えていきたいと思います。今度、そういう協議会等々でまたそういう意見も皆さんから聞きながらですが、教育委員の先生方からも、またいろいろ聞かせてもらえるようなことも考えながら進めていきたいと思っております。

櫻井委員長 幼い質問で申しわけないんですが、基本設計と実施設計で大分変わるものなん

ですか。

教育環境整備課長 基本設計は基本的な、どこにどういう教室を配置するのですとか、大きなところをやります。実施設計は、それを現実に今度は建築していくに当たって、配管等々も含めて現実的な設計になっていきます。基本設計と実施設計は、基本的には同じスタンスで進めていくものでございます。

櫻井委員長 そうしますと、今のような御意見は、基本設計の段階でも入っていないといけないということですか。

教育環境整備課長 全くそのとおりでございまして、基本設計の段階、これから新校舎の検討委員会等々で進めていくんですが、基本設計の段階で入れておかないと、後でというわけにはなかなかいきませんので、これから我々も、またそういう機会をいろいろつくるようにして、できる限り取り入れるような方向で検討したいと思っております。

櫻井委員長 お願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

1つだけ質問していいですか。協議会だよりというのは、これはどういう方に、どの程度送るのか。各戸に入るのでしょうか。

教育環境整備課長 今、委員長が持っていらっしゃる黄色のものでございます。それが協議会だよりでございますが、これは基本的には対象4中学校の保護者の方、また関連8小学校、その中学校に関連する8小学校の保護者の方、PTAの方に全員、また地域ですとか、そういうところにも配っております。戸塚・大久保地区の関連の地域の方等々を含めまして、全部で3,400部程度、個別各戸ということではないんですが、そういう関係者に配布しているということでございます。

櫻井委員長 わかりました。

いかがでしょうか。報告1につきまして何かございませんか。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について御意見、御質疑のある方はお願いします。

「生涯学習施設への指定管理者制度の実施について」です。いかがでしょうか。

じゃ、1つ伺っていいですか。対象施設というのが5つほどありますけれども、これは重複しないという配慮が要るわけですね。業者が重なってもいいんですか。

生涯学習振興課長 公募によらない指定管理者は、生涯学習財団一本で考えております。

櫻井委員長 わかりました。

木島委員 これは生涯学習に絡むんでしょうけれども、例えば体育館だとか大久保のスポーツプラザ等は、こういう指定管理者制度になったときに、例えば若い人向きにはいいんです

けれども、お年寄りに対して多分平成8年度あたりから、今、介護保険制度なんかの改定が行われようとしているわけですが、いわゆる要支援だとか介護1という程度は、寝たきり予防というような形でこういう運動をさせようというような方向に向かっていくんですね。そうすると、こういう指定管理者制度の指定に関して、やはりそちらの方にも関連のある関係者というか、そういうものにちょっと配慮をするような形を考えていただきたいと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

生涯学習振興課長 公募による指定管理者ということで1施設挙げてございますけれども、そちらにつきましてはスポーツ専門の施設として、区民の方の多様なニーズに対応した施設運営ということで考えてございます。その中に、御指摘のような高齢者に配慮したプログラムも含まれてくるというふうには考えているところでございます。ですけれども、もう一つ、公募によらない指定管理者ということで、新宿コズミックスポーツセンターの方を挙げてございます。またスポーツプラザも挙げてございますけれども、御指摘のような高齢者の要支援、あるいは運動によって要介護の状況になるのをなるべくおくらせると、そうしたような目的の事業については、こちらの方が重点的に担っていくことになるのではないかというふうに思っています。

櫻井委員長 ほかにございませんか。

それでは、次の報告3についてはいかがでしょうか。いかがですか。

これは、教科書採択に関しての従来の方式と主に変わってはいないんですね。

教育指導課長 さようでございます。

櫻井委員長 何かございませんか。よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問がなければ、次に「報告4 平成18年度使用中学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について」及び「報告5 平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択にかかわる審議委員会委員等の委嘱について」を非公開により報告を受けます。

申しわけございませんが、傍聴人の方は御退席をお願いいたします。

〔報告4「平成18年度使用中学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について」及び報告5「平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書採択にかかわる審議委員会委員等の委嘱について」は秘密会で行うことの議決があったため、別途議事録を調製する。〕

報告6 その他

櫻井委員長 では、本日の日程で「報告6 その他」となっておりますが、事務局から何か

報告はありますでしょうか。

教育政策課長 特にございませんが、この後に教育委員会協議会を予定しておりますので、10分程度後に、またここに集まっていたいただければと思います。30分にさせていただきます。よろしく願いいたします。

櫻井委員長 では、3時半からということですね。

閉 会

櫻井委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時16分閉会